



市税



問 課税内容に関すること 税務課市民税係 ☎62-3139
// 税務課資産税係 ☎62-3140
納税に関すること 税務課納税係 ☎62-3141

各種税等について

●市税等の主なもの

種類	内容	納期
個人市道民税	1月1日現在美唄市に住所がある方の、前年1年間の所得に対してかかる税金です。なお、個人道民税の課税・納税については、市が個人市民税と併せて行っています。	【普通徴収】 年4回(6月・8月・10月・1月) 【給与特別徴収】 年12回(6月～翌年5月までの毎月給与から自動納付) 【年金特別徴収】 年6回(偶数月支給の年金から自動納付)
法人市民税	市内に事務所や事業所等を置く法人(会社等)にかかる税金です。	【中間申告】 事業年度開始の日から6カ月を経過した日から2カ月以内 【確定申告】 事業年度終了の日の翌日から2カ月以内
固定資産税(都市計画税)	毎年1月1日に所有している土地・家屋・償却資産に対してかかる税金です。(都市計画税は都市計画区域内にある土地・家屋のみ)	年4回(5月・7月・9月・12月)
軽自動車税	毎年4月1日に所有している原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・ミニカー(これらを軽自動車等と言います。)に対してかかる税金です。	年1回(5月)
国民健康保険税	国保加入者のいる世帯にかかる保険税です。保険税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していなくても、納税通知書は世帯主に送られます。	【普通徴収】 年8回(7月～翌年2月まで毎月) 【年金特別徴収】 年6回(偶数月支給の年金から自動納付)
介護保険料	年齢によって算出方法・納め方が異なり、65歳以上(第1号被保険者)の方は、本人の所得によって保険料が9段階に分けられます。40歳から64歳まで(第2号被保険者)の方は健康保険料(税)と合わせてかかります。	【普通徴収】 年8回(7月～翌年2月まで毎月) 【年金特別徴収】 年6回(偶数月支給の年金から自動納付)
後期高齢者医療保険料	75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上の方が加入する保険に対してかかる保険料です。広域連合と市町村が協力して運営しています。	【普通徴収】 年8回(7月～翌年2月まで毎月) 【年金特別徴収】 年6回(偶数月支給の年金から自動納付)

📖 所得証明・課税証明・納税証明などの手数料は36ページに掲載しています。



住宅・上下水道・道路



公営住宅

●市営住宅(公営住宅・改良住宅・特定公共賃貸住宅)

問 都市建築住宅課住宅係 ☎63-0140

団地名	入居資格	提出書類
公営住宅	1.現に住宅に困窮していることが明らかな方 2.世帯の所得金額が月額158,000円以下 3.市町村税等の滞納がない方	1.美唄市営住宅入居申込書 2.収入を証明する書類(入居者全員) 3.健康保険証または住民票 4.納税証明書(入居者全員分) 5.婚約中の方は婚約証明書 6.身体障がい者に認定されている方は、身障者手帳(写し) 7.その他、市長が必要と認める書類
改良住宅	1.現に住宅に困窮していることが明らかな方 2.世帯の所得金額が月額114,000円以下 3.市町村税等の滞納がない方	
特定公共賃貸住宅	1.現に住宅に困窮していることが明らかな方 2.世帯の所得金額が月額158,001円以上487,000円以下 3.市町村税等の滞納がない方	

※空き室の公募は広報メロディーおよび市ホームページで入居者を募集し、応募者多数の場合は抽選により選定します。

●市営住宅

問 都市建築住宅課住宅係 ☎63-0140

団地名	団地種別	管理戸数	建設年度	階数	住所
ゆたかニュータウン		215戸	H7～H12	3・4・5・8階	東4条南4.5丁目
	高齢者	60戸	H7～H12	8階	東4条南4丁目
	身障者	2戸	H12	8階	東4条南4丁目
	特公賃	12戸	H12	3階	東4条南4丁目
共練団地	改良	64戸	S57～S59	2階	東6条南3丁目
有明団地		42戸	H3～H6	4階	西2条北5丁目
	高齢者	14戸	H3～H6	4階	西2条北5丁目
有為団地	改良	118戸	H15～H18	6階	東4条北6丁目
東光団地		88戸	S60～H2	1・2階	東4条北8丁目
東雲団地		16戸	H6～H8	2階	東4条南1丁目
	身障者	2戸	H8	1階	東4条南1丁目
いなほ団地		148戸	S48～S50	1階	西4条北6.7丁目
東明恵愛団地		1戸	H4	1階	東明3条3丁目
	身障者	16戸	H2～H4	1階	東明3条3丁目
進徳団地		32戸	H13～H16	2階	進徳町1区
進徳東団地		110戸	S53～S56	1階	進徳町東
南美唄団地		44戸	S40～S45	1階	南美唄町大通4丁目
峰延東陽光団地		24戸	H4～H5	2階	峰延町本町
美の里団地		32戸	S60～S63	2階	西2条南4丁目

●道営住宅

問 エムエムエスマンションマネジメントサービス(株) ☎0125-23-3071

空き室の公募は広報メロディーで入居者を募集し、応募者多数の場合は抽選により選定します。詳しくはお問い合わせください。

団地名	団地種別	管理戸数	建設年度	階数	住所
コスモス団地		29戸	H16	5階	東2条南3丁目
ゆたかニュータウン		141戸	H6～H8	5階	東4条南6丁目
であえ～る中央公園団地		10戸	H21	5階	西2条南1丁目
	子育て	20戸			
	シルバー	9戸			

※それぞれの団地には、入居基準がありますので、お問い合わせください。



住宅・上下水道・道路

住宅に関する助成

問 都市建築住宅課都市建築係 ☎63-0139

①高齢者向け住宅改修の助成	②木造住宅の耐震診断および耐震改修の助成	③木造住宅対象無料耐震診断
▶助成対象工事 1)バリアフリー化工事 2)断熱・防寒改修工事 3)1)2)に付随する必要な工事 ▶助成額 対象工事費の1/3相当 (限度額10万円以上20万円以下)	▶助成対象住宅 市内にある一戸建ての専用住宅・併用住宅 ▶助成額 耐震診断は上限3万円 耐震改修は上限30万円	▶対象住宅 1)昭和56年5月31日以前に着工 2)2階建て以下、延べ床面積500㎡(約150坪)以下 3)在来工法で建築され、申請者が所有または居住している

※①②ともに毎年5月上旬～翌年2月中旬までに工事が終了し、申請手続きが完了するもの。
※その他の条件や内容など詳しくはお問い合わせください。

上下水道

問 水道料金等お客様センター ☎63-0117

次のようなときは、必ず水道料金等お客様センターへ連絡してください

●上下水道の使用開始届	●上下水道の使用中止届	●上下水道の変更届
▶住宅等を新築して、新たに水道を使用するとき ▶市内で転居して、新たに水道を使用するとき ▶市外から転入して、新たに水道を使用するとき ▶一時使用を中止していた水道を再使用するとき	▶市外へ転出するため、水道の使用を中止するとき ▶市内で転居するため、水道の使用を中止するとき ▶長期不在等で水道の使用を一時中止するとき (届出がなければ、使用量が0でも基本料金がかります) ▶家屋等の取り壊しで水道を撤去するとき	▶使用者の死亡等により、使用名義を変更したいとき ▶上下水道料金等の支払方法を変更したいとき ▶使用用途を変更するとき

※詳しくは上下水道課ホームページをご覧ください。

●水道料金 (外税)

用途区分	基本料金(1月につき)		超過料金(1月につき)	
	基本水量	金額(円)	超過水量	金額(円)
家事用	5㎡まで	1,040	1㎡につき	247
福祉用	5㎡まで	545	//	247
団体用	10㎡まで	2,303	//	297
営業用	10㎡まで	2,327	//	322
大口事業場用	3,000㎡まで	619,047	//	223
浴場用	200㎡まで	19,810	//	124
臨時用	20㎡まで	10,152	//	595

※上記により算出した額に消費税等を加えた額(1円未満切り捨て)。

●下水道使用料 (外税)

用途区分	基本料金(1月につき)		超過料金(1月につき)	
	基本使用料	金額(円)	超過使用料	金額(円)
一般用第1種	5㎡まで	566	1㎡につき	233
一般用第2種	5㎡まで	1,133	5㎡を超え20㎡までの分1㎡につき	233①
			20㎡を超える分1㎡につき	276②
大口事業場用	3,000㎡まで	678,095	1㎡につき	238
浴場用	200㎡まで	4,819	//	33

※1 上記により算出した額に消費税等を加えた額(1円未満切り捨て)。
※2 個別排水施設使用料については、上記一般用と同様です。

料金算定	料金算定例(家事用・一般用第2種 26㎡使用した場合)R1.10.1現在
▶水道料金 (基本料金+超過料金)×1.10 ▶下水道使用料 (基本料金+超過料金①②)×1.10	▶水道料金 基本水量5㎡+超過水量21㎡=26㎡(1,040円+247円×21㎡)×1.10=6,849円 ▶下水道使用料 基本水量5㎡+超過水量①15㎡+超過水量②6㎡=26㎡ {1,133円+(233円×15㎡+276円×6㎡)}×1.10=6,912円 合計金額13,761円

※詳しくは上下水道課ホームページをご覧ください。

道路

問 都市整備課施設管理係 ☎63-0138

●道路の破損を見つけたら

破損箇所とその状況について情報提供をお願いします。

●除雪について

▶除雪は深夜から早朝にかけて行います。(出動の基準:降雪量が車道は13cm以上、歩道は10cm以上の場合です)
▶路上駐車は、除雪の障害となりますのでやめましょう。
▶玄関先の雪は、道路に出さず各自で処理しましょう。

